

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準		
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号： 03-5253-7523	e-mail: karakawa@soumu.go.jp
評価実施時期	平成21年11月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 共同住宅への居住型福祉施設の入居によって、新たに設置が必要となる消防用設備のうち自動火災報知設備等について、一定の区画を要件として、居住型福祉施設以外への設置を免除する。また、自動火災報知設備等について共同住宅用の消防用設備による代替を認める特定共同住宅等の特例を居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅にも適用する。</p> <p>【内容】 共同住宅に居住型福祉施設が入居する場合に、共同住宅部分について新たな消防用設備等の設置が必要とならないよう、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を免除するとともに、共同住宅のみに適用されていた特例措置を居住型福祉施設が入居する場合にも適用することとする。</p> <p>【必要性】 共同住宅部分について新たに消防用設備等の設置が義務づけられることについては、共同住宅側に多額の費用負担が生じることで、福祉施設の普及に影響を与えるおそれがあり、より合理的な取扱いができないかとの指摘が出てきた。そこで、小規模施設に対応した防火対策に関する検討会において、平成21年2月に報告書が取りまとめられ、小規模なグループホーム等の居住型福祉施設は、「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であり、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」とされ、対応策を講じるのが適当とされた。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条第1項第1号、第3号及び第9号並びに同条第2項第2号ハ、第26条第1項ただし書並びに第29条の4第1項	
想定される代替案	特になし		
規制の費用	費用の要素		
	(遵守費用)	特になし	
	(行政費用)	特になし	
	(その他の社会的費用)	特になし	
規制の便益	便益の要素		
	<p>【遵守便益】 従前、共同住宅に居住型福祉施設が入居した場合、居住型福祉施設以外の部分についても新たに消防用設備の設置・改修が必要とされていたが、今回の省令改正により、居住型福祉施設の開設者にとっては、自らが利用する部分のみに消防用設備等を設置すれば、共同住宅にも入居が可能となるメリットがある。また、共同住宅の所有者にとっても、居住型福祉施設が入居した場合における消防用設備等の設置費用の負担が大きく軽減されるため、居住型福祉施設の受け入れが容易になると考えられる。</p> <p>一方で、共同住宅の入居者にとっても、共同住宅の部分と居住型福祉施設の部分とを区画することにより、居住型福祉施設部分の火災が共同住宅部分に延焼しないよう措置が講じられているため、防火安全上の危険性が高まることはない。</p>		
	<p>【行政便益】 特になし。</p>		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の規制改正により、共同住宅の所有者にとっては、新たな設備の改修等の特段の費用は生じず、従来の共同住宅の入居者にも防火安全上の危険が及ぶことはない。一方で、居住型福祉施設が共同住宅に入居する場合には、入居時の消防用設備の改修費用をはじめとして制度上の障壁が大きく軽減されることとなり、居住型福祉施設の関係者にとっては便益が大きいと考えられる。したがって、費用と便益の比較という観点で考えた場合、本改正の内容は妥当であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」(座長:室崎 益輝 関西学院大学総合政策学部教授) 報告書		
レビューを行う時期又は条件	今後、居住型福祉施設の設置状況をみながら、必要があると認める場合には、レビューを行うものとする。		
備考			